義春

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

應児島県監査委員 松 薗 英 昭 同 大 薗 豊 同 西 髙 悟

前 野

令和4年度内部統制評価報告書審査意見について

同

地方自治法第150条第5項の規定により令和5年8月16日付け人第65号で審査に付された令和4年度内部統制に関する評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 4 年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和4年度内部統制に関する評価報告書

2 審査の着眼点

鹿児島県知事(以下「知事」という。)が作成した地方自治法第150条第4項の規定による令和4年度内部統制に関する評価報告書(以下「内部統制評価報告書」という。)について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、鹿児島県監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

内部統制評価報告書について,上記のとおり審査した限りにおいて,内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果にかかる記載は相当である。

5 備考

一部の所属で、内部資料(単価表)を外部に提供し見返りを得ていたとして県職員が収賄により起訴され、懲戒処分を行った事案が発生しているが、運用上の重大な不備に該当するものとして判断するとともに、服務規律の厳正確保と適正な情報管理についての周知徹底を図り、再発防止の取組を充実している。

今年度の定期監査においては、令和4年度の内部統制の運用状況に関する監査も行い、その中で、入札事務における落札決定取消や入札中止等による再入札、不適切な個人情報等の管理、選定したリスクと対応策を全職員へ周知していないもの、発現したリスクを評価部局等へ報告していないものなどを確認したところである。

この点を踏まえると、内部統制制度をより実効性のあるものとするために、引き続き、職員の制度に係る理解促進や意識の醸成に取り組むとともに、PDCAサイクルによる取組を着実に行っていくことにより、制度の適切な運用と事務の適正な執行の確保を図られたい。